

# 農業等の農畜水産物への 残留基準が変わります

食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から、農畜水産物に使用されている農薬、飼料添加物、動物用医薬品に新たな残留基準や一律基準が設定されます。

## 今までの制度

残留基準が定められている農薬等

289農薬等

基準を超えて残留

農畜水産物の販売禁止

残留基準が定められていない農薬等

残留

農畜水産物の販売規制なし

## 新しい制度（ポジティブリスト制度）

799農薬等

残留基準が  
定められている農薬等

基準を超えて残留

残留基準が  
定められていない農薬等  
（一律基準を適用）

基準を超えて残留

農畜水産物の販売禁止

人の健康を  
損なうおそれ  
のない農薬等

65物質

残留

販売規制なし

## 残留基準、一律基準とは

- 残留基準は、下記の例のとおり、米(玄米)、りんご、もも、トマト、豚肉、鶏卵、魚など農畜水産物ごとに決められています。
- 一律基準は、個別に残留基準が定められていない農畜水産物に適用されます。

【例】

(単位ppm)

用途名 成分名	除草剤	殺菌剤	殺虫剤
農畜水産物名 クロメプロップ	フェンヘキサミド	シロマジン	
米(玄米) 	0.1	一律基準	0.05
りんご 	一律基準	一律基準	0.05
もも 		6	0.05
トマト 	一律基準	2	0.5
なす 		2	2
キャベツ 		一律基準	5
牛肉 	一律基準	0.05	0.05
豚肉 		0.05	0.05
鶏卵 		一律基準	0.2
サケ目魚類 		一律基準	一律基準

\*一律基準：0.01ppm

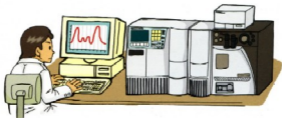
\*成分名は、商品名とは異なります。

## 人の健康を損なうおそれのない農薬等

- ・国が指定しているものとして、現在65物質あります。
- ・例えば、以下のものです。
  - 農薬……………硫黄、鉄、銅、亜鉛等
  - 動物用医薬品……………レチノール、セレン、バリウム等
  - 飼料添加物……………リボフラビン、チアミン、ヨウ素等

## 福島県の残留農薬検査について

- 福島県では、県内に流通する野菜・果実について、残留農薬検査を実施し農産物の安全確保を図っています。
- 平成16年度は、**82農薬**について国内産**167検体**、輸入品**53検体**の計**220検体**を検査しましたが、**違反はありませんでした。**



## 残留基準、一律基準を超えた農畜水産物の措置について

- 農畜水産物から残留基準や一律基準を超える農薬等が検出された場合は、その農畜水産物は、食品衛生法違反となり、**販売が禁止**され、**回収**等の措置がとられます。



## 違反品を出さないためには

- 農薬等が、基準を超えて残留しないようにするためには、使用方法（農薬等の使用基準や動物用医薬品の休薬期間）をきちんと守りましょう。
- 使用方法を守って、安全な農畜水産物を生産しましょう。
- 新しい制度では、次のような場合、一律基準（0.01ppm）が適用されますので、十分注意してください。

【例】

・農薬散布時の風の強からの飛散（ドリフト）による農薬の付着



※ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までお気軽にお電話してください。

問い合わせ先

- 農薬の使用方法等について
  - ・県内の各農林事務所農薬普及部・農薬普及所
  - ・病害虫防除所
  - ・福島県農林水産部徳濃型農業グループ TEL.024-521-7342
  - ・福島県農林水産部農産物安全グループ TEL.024-521-7354
- 食品への農薬等の残留基準（ポジティブリスト制度）について
  - ・県内の各保健所食品衛生チーム
  - ・福島県保健福祉部食品安全グループ TEL.024-521-7245

